

○御杖村介護タクシー利用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、入タクシーを含む。)を利用して在宅から医療機関への移動が困難な者が介護タクシー退院及び通院(以下「通院等」という。)のため、通常の交通機関(一般一を利用する場合に、村がその費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減及び健康状態の安定に寄与し、これら家族の福祉の増進を図ることを目的として、御杖村介護タクシー利用助成事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、介護タクシーとは、乗降を容易にするリフト等の装置を備え、ストレッチャー又はリクライニング式車椅子に対応した車両をいう。

(助成対象者)

第3条 事業の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、一般車両を利用して医療機関へ通院等することが困難な者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 御杖村に住所を有し、かつ居住している者
- (2) おおむね65歳以上の者
- (3) 心身の障害及び傷病等の理由により寝たきりの者又は常時車椅子を利用している者

(利用申請)

第4条 事業の利用をしようとする助成対象者又はその者の属する世帯の者(以下「申請者」という。)は、御杖村介護タクシー利用助成事業助成金交付申請書(様式第1号)に同意書(様式第2号)を添えて村長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第5条 村長は、前条による申請書を受理したときは、速やかに助成の可否を決定し、御杖村介護タクシー利用助成事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(届出義務と利用停止)

第6条 利用者は、第3条に規定する助成対象者でなくなったときは、直ちに御杖村介護タクシー利用助成事業利用停止届(様式第4号)により村長に届出なければならない。

2 村長は、前項の規定により届出を受けたときは、当該助成対象者の事業の利用を停止するものとする。

(助成金の請求)

第7条 第5条の規定により決定を受けた申請者は、御杖村介護タクシー利用助成事業助成金請求書(様式第5号)に当該事業の利用に要した金額が確認できる領収証を添えて、村長に対して助成金を請求するものとする。

2 助成金の請求は、当該年度の末日までに行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 村長は、申請者から前条の請求を受けたときは、請求のあった日の翌々月の末日までに、申請者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、介護タクシー利用に係る費用の2分の1とし、利用1回につき5,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の範囲等)

第10条 利用の期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

2 利用の回数は、片道を1回とし、月に2回までとする。

(責任の所在)

第11条 当該事業中等に生じた利用者の症状などの急変等については、村はその責任を負わない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する。

様式第1号(第4条関係)

御杖村介護タクシー利用助成事業助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

同意書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

御杖村介護タクシー利用助成事業助成金交付決定（却下）通知書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

御杖村介護タクシー利用助成事業利用停止届
[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

御杖村介護タクシー利用助成事業助成金請求書
[別紙参照]